

日本の地方自治で考えていること

八月一日 武村正義

1 憲法と地方自治

「地方自治の本旨」は抽象的である

立法権は「法律の範囲内」と制約されている

※ 福沢諭吉の「分権論」

梶原岐阜県知事「地域のことは地域で決める」

2 国政は放っておけば集権的になる

国会議員も中央の官僚も集権的

国民もややもすると能率や合理主義に傾く

※ 分権政策は賑やかだが・・・

3 歳入の自治が弱い

入るを計ってこそ一人前の自治だ

しかし、負担の自治は責任が重い

4 横並びで地方自治に個性がない

日本は「縦割り社会」で画一的になりがち

※ 私の経験

① 自転車都市宣言

② びわこ条例など

5 広域行政の問題点

(1) 平成の市町村合併は成功したのか

(2) 関西広域連合は仲良しクラブではないか